

(2) 参考

関西国際空港環境監視機構規約の改定について

平成 25 年 3 月 19 日付けで下記のとおり規約の改定を行った。

改定前	改定後
<p>(部会)</p> <p>第 6 条 監視機構に、その業務を補助させるため、環境面に関する事項を担当する環境部会並びに社会・経済面に関する事項を担当する物価部会及び地価部会を置く。</p> <p>2 部会員は、関係地方公共団体の長が推薦する<u>職員</u>の中から、会長が指名する。</p> <p>3 以下略</p>	<p>(部会)</p> <p>第 6 条 監視機構に、その業務を補助させるため、環境面に関する事項を担当する環境部会並びに社会・経済面に関する事項を担当する物価部会及び地価部会を置く。</p> <p>2 部会員は、関係地方公共団体の長が推薦する<u>職員等</u>の中から、会長が指名する。</p> <p>3 以下略</p>